犬山市議会議員の請負の状況の公表に関する条例

制定 令和6年3月28日条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、犬山市議会議員(以下「議員」という。)が犬山市に対し請負(地方自治法(昭和22年法律第67号)第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。)をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表することにより、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

(報告)

- 第2条 議員(犬山市に対し請負をする者又はその支配人である者に限る。)は、毎年6月 1日から同月30日までの間(当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了に より議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議 員となったものにあっては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日まで の間。以下「報告期間」という。)に、当該報告期間の属する会計年度の前会計年度(議 員である期間に限る。第1号エにおいて同じ。)における犬山市に対する請負(当該前会 計年度において支払を受けたものに限る。)について、議長に対し、次に掲げる事項を報 告しなければならない。
 - (1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項
 - ア 請負の対象とする役務、物件等
 - イ 契約締結日
 - ウ 契約金額(契約金額が定められている請負に限る。)
 - エ 当該報告期間の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額
 - (2) 前号エに掲げる総額の合計額
- 2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に対し、当該訂正 の内容を届け出なければならない。

(報告等の公表及び保存)

- 第3条 議長は、前条の規定による報告及び訂正の内容を公表しなければならない。
- 2 前条の規定による報告及び訂正に係る書類は、議長において、当該報告期間の属する 年度の末日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が規則で定める。

附 目

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日以後に行われる請負について適用する。